

令和7年度第1回茅ヶ崎市成年後見制度利用促進会議 会議録

議題 (確認・検討事項)	(1) 茅ヶ崎市成年後見支援センター（中核機関）の状況について (2) 第2期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画について (3) 成年後見制度利用支援助成金交付要綱について (4) 市民後見人の養成状況等について
日時	令和7年7月16日（水）18時30分～20時10分
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎5階 F会議室
出席者	（構成員） 内嶋構成員、尾上構成員、小野田構成員、渡辺構成員、大木構成員、高崎構成員、横濱構成員、柴田構成員、茂木構成員 （欠席構成員） 糸構成員 （関係機関等） 茅ヶ崎市社会福祉協議会（横山事務局次長） 障がい福祉課（荒井課長補佐）、高齢福祉課（本多課長補佐） （事務局） 地域福祉課（瀧田課長、下村課長補佐、小林主事、大井手相談員、長谷川事務局次長補佐（市社協交流職員））
会議資料	次第 資料1 令和6年度茅ヶ崎市成年後見支援センターの状況について 資料2 第2期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画(案)について 資料3 成年後見制度利用支援助成金交付要綱について 資料4 市民後見人育成状況 参考資料1-1 茅ヶ崎市成年後見支援センターの受理件数等 参考資料1-2 茅ヶ崎市成年後見支援センターの受理件数等（グラフ）
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	—
傍聴者数 (公開した場合のみ)	1名

●開会

○瀧田課長

皆様こんばんは。ただいまより令和7年度第1回茅ヶ崎市成年後見制度利用促進会議を始めさせていただきます。

本日はご多忙のところご出席いただきましてありがとうございます。

皆様におかれましては、日頃より本市の成年後見制度の推進及びセンターの運営に当たり、ご理解ご協力をいただいておりますことを御礼申し上げます。

また、利用促進会議の構成員を引き受けていただきましてありがとうございます。引き続き、ご理解ご協力のほどをいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、今回から新しく構成員となった茅ヶ崎市地域包括支援センター管理責任者会の代表者横濱様をご紹介します。一言ご挨拶をお願いいたします。

○横濱構成員

ただいまご紹介いただきました、地域包括支援センターの青空におります横濱と申します。今年度から地域包括支援センターの管理責任者の代表ということで、この利用促進会議に参加させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以前、湘北地区の地域包括支援センターあかねにありましたときにも、1年間利用促進会議に出席させていただいておりますけれども、当時はまだコロナ前で、このようなマイクもなかったもので、今日は少し固くなっておりますが、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

○瀧田課長

横濱様ありがとうございました。

それでは本日の議題を進めて参ります。お手元の次第の通り確認検討事項として4件でございます。

議題に入る前に資料の確認をいたします。

○下村課長補佐

まず次第、続きまして資料1「令和6年度茅ヶ崎市成年後見支援センターの状況について」、こちらは事前にご案内したもののから少し修正をしています。当日配布の資料2「第2期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画(案)について」、資料3「成年後見制度利用支援助成金交付要綱について」、あわせて現在の要綱を添付しております。資料4「市民後見人育成状況」、最後に参考資料として令和6年度の成年後見支援センターの受理件数等を配布しております。過不足等ございませんでしょうか。資料確認は以上です。

○瀧田課長

では早速、(1)茅ヶ崎市成年後見支援センター中核機関の状況について、事務局よりご説明いたします。

○下村課長補佐

資料1について説明させていただきます。

令和5年4月に中核機関として茅ヶ崎市成年後見支援センターを設置し、2年目の実績について説明をさせていただきます。

まず広報機能についてですが、パンフレットの配架、市民向け支援者向けの講座や講演会等によって、制度の周知理解促進に取り組んできました。具体的には、パンフレットの配布、これは6月と書いてありますが、随時接点を持たせていただいたところにも配架をさせていただいたり、配布のお願いをさせていただいたりしてまいりました。それから、昨年度この利用促進会議で議論していただいた事業所向けのアンケート、この中でも周知啓発に繋がったのではないかと考えております。また、イベント等でのパンフレット配架では、オレンジデイや出前ミニ講座で周知を図ってまいりました。出前ミニ講座は全7回開催しており、延べ約200人の方に参加いただきました。令和7年度も取り組みを引き続き進めたいと思っております。年に1回開催している市民向け講演会は、8月18日に渡辺先生に講師をお願いし開催しました。すぐに申込みの定員までいってしまう状況で、非常に興味関心のある方が多いという印象を受けております。あとは、関係機関への周知啓発と関係構築も含めて、金融機関も含めて個別訪問して、パンフレットの配架依頼と制度の説明をさせていただいています。それから支援者向けとしては、成年後見支援ネットワーク勉強会を年2回開催させていただきました。今年度も先日開催しましたが、非常

にいろいろな意見が出ている、活発な議論の場になっているととらえております。

続きまして次のページに移っていただきまして、相談機能についてです。来所相談、訪問相談を通じて、課題を抱える方々に対して制度の利用に関する情報提供や支援に取り組んできました。相談対応にあたっては、相談者の状況を把握して、本人の権利擁護の観点から、どのような支援が最も適切かというのをセンターのチームで確認することをしております。また必要に応じて、アドバイザー相談、それから利用促進会議等で助言をいただきながら対応してきております。さらに、専門士業による市民向けの相談対応も行っておりまして、いろいろな課題を抱えている方の相談に対応してまいりました。

次に利用促進機能についてですが、申立書の作成支援、候補者の調整、制度を利用するまでの具体的な支援や調整というのを行ってまいりました。また、市民後見人の活性化にも取り組んできているところでございます。利用促進機能の具体的な数字としては、資料に書かせていただいている通り、申立書作成支援としては25件、候補者の推薦の調整としては8件、数字は令和5年度から比べると若干減っているのですが、いろいろと具体的に話を進めていったところでの結果と思っております。

次のページに移りまして、後見人支援機能についてです。市民後見人、それから親族後見人の活動支援や、チーム会議、受任調整後のチーム会議などの実施に取り組んでまいりました。親族後見人への支援については、専門相談を紹介したり、この成年後見支援センターがあるという紹介をしたり、あとは定期報告の際の報告書の作成支援を行ってまいりました。市民後見人への支援は、市社協が中心となって取り組んでいただいております、市民後見人に寄り添った対応をしていただいていると考えております。あとは後見人等の選任後のチーム会議、こちらについては申立支援を行ったケースのうち、審判がおりた後、後見人等と本人との顔合わせも行っていますし、継続的に関わったほうがよさそうだとするところは、本人の状況を後見人に確認しながら、支援しているケースもございます。

その他、次期計画策定に向けてのアンケート調査、利用促進会議の開催を行ってきております。

また、不正防止効果というところですが、これまで申し上げた各機能を推進する中で、不正防止効果というところもあったのではないかととらえております。

簡単ではありますが、資料1についての説明は以上でございます。

○瀧田課長

事務局より説明が終わりました。

令和6年度の取り組み状況ということでご報告をさせていただきましたけれども、皆様から何かご質問等ございましたらお願いいたします。

○下村課長補佐

申し訳ございません。1枚、説明するのを忘れておりました。

取り組みからの課題というところで、今、取り組んできたところをまとめて、次の計画に生かしていきたいところを書かせていただいております。

まず広報機能に関しては、やはり周知啓発に取り組んでいるものの、まだ理解が進んでいない部分があると思っております。例えば、市民アンケートで成年後見制度について内容を知っている人の割合が23.8%という数字であったり、相談窓口としてセンターのことを知っているかという質問に対して知らないという割合が60%というようなところもあります。まだまだ周知をしていくことの必要性があるのではないかと思いますと、ここにも書かせていただいているのですが、関係機関からの紹介をいただくことがありがたいことだと思っています。また、相談者が制度内容に関して誤解を持っていることもあるという印象を持っております。本人の権利擁護のためというところを軸に、正しい制度理解の促進に努める必要があるととらえております。

相談機能については、本人の意向確認が十分にできないことも多いと思うのですが、やはり相談者の意向に偏っていないか、制度ありきで検討していないか、そういったところを考慮して毎週の進行管理でケースマネジメントを行っているところです。ただ、判断に迷うケースもありますので、そういったときには皆様のお知恵をお借りしながら進めていきたいと思っております。

続いて利用促進機能というところですが、相談機能と同様、関係機関と連携をしながら、本人

の意思、意向を重点的に確認していく必要があるととらえております。市民後見人の養成についても、不安や負担感を解消するために、複数の受任や、士業からのリレー受任も考え、またセンターからつないで案件を拡大していくといった検討も必要ではないかと考えております。

後見人支援機能は、親族後見人への支援が、こちらから積極的にアプローチすることができていない部分もありますので、やはり関係性をつなげていく、継続して支援していくということを、考えてやっていかないといけないと思っております。

その次の課題のまとめという表ですが、これが次の計画の取り組みの方向性にも合致してくるととらえております。やはり、制度の周知をさらに進めていく必要がある。制度の正しい理解を促す必要がある。相談対応を今まで以上に維持向上していく必要がある。専門相談はなかなか予約が埋まらないという状況もあるのですが、センターの進行管理等で検討することや、さらなる周知をしていく。そういったところに取り組んでいくことで、次の計画の取り組みの方向性である制度の理解促進と適正な運用、意思決定支援の強化というところにつなげていければと考えております。

ただ、後見人選任後の継続したチーム支援を十分にできてない可能性があるというところですが、やはりチーム支援の重要性というのはこれまでの利用促進会議や勉強会でも言われているところで、そこをすごく重点に置いていかないといけないのではないかと考えております。地域連携ネットワーク、その機能強化を引き続き高めていくということに取り組んでいきたいと思っております。

市民後見人のバンク登録者は年々増えている。しかし適当な案件が少なくてなかなか受任に結びついていないという現状もありますので、市社協と連携しながら取り組んでいく必要があると思います。そこが担い手の確保及び育成支援という、次期計画の取り組みの方向性に繋がっていく部分だととらえております。

説明が足りておらず申し訳ありませんでした。以上でございます。

○瀧田課長

肝心の課題の説明を飛ばしてしまい申し訳ございませんでした。

では改めまして、報告及び取り組みからの課題というところにつきまして、ご質問或いはこうした課題もあるんじゃないかというようなご意見などございましたらお願いいたします。

○大木構成員

取り組みプランの課題の(1)の広報機能のところ、相談者が制度内容に関する誤解を持っていることもあるというのは、どんな誤解を持っているんですか。

○下村課長補佐

どちらかというと相談者の課題解決をメインにとらえていらっしゃる方が多いとか、あとは例えば銀行でセンターに行けば何か証明書がもらえとか、そういう誤解が時々あります。

○内嶋構成員

今の報告は6年度なのでちょっとずれてしまうんですけども、今年の4月からの報告書は全部新様式になり、報酬の請求もほぼ変わってしまったという状況で、実は我々専門職も結構戸惑っているんです。いろいろな中核機関の話を聞くと、かなり親族の方が衝撃を受けている。よく読むと大したことはないんですけども、統一書式になっていて最高裁が作って全国に同じ書式を配っていてなかなか変更できないですけど、書式としては大変わかりづらい。親族の方は相当苦労されるだろうと予想していたら案の定、報告で戸惑っているというのをもうすでに中核機関からいくつか報告を受けているんです。まだその情報が入ってるかどうかはわからないんですけども、茅ヶ崎の方ではそのような困ったという親族の相談はありましたか。

○大井手相談員

不安だという声はいただいています。

○内嶋構成員

なるほど。これから報告が来る人たちがいますので、我々はもう変わるというのを聞いていたので昨年度末までにどんどん報告を上げて、それでも無理だということを泣く泣くやってるんですけども、どうやら家裁の話を知ると、専門職でもちょっと不備がある。特に報酬請求の別紙の書き方に不備があるようなんです。親族の方は報酬請求をそもそもしないという方もいらっしゃるのです。そこはまだいいんですけど、定期報告の報告書の中身がもう大分変わってしまったものですから、これからそういうお悩みも来るかもしれないので、そこは丁寧に対応していただいて、書式が悪いから報告をするのが嫌になったと言って報告自体をやらないと、それはそれで後見人の不利益になってしまっていて、後見人に対してはもっと丁寧な案内をすべきじゃないかと私は家裁に対して思っているんですけども、ぜひ中核の方でフォローをお願いしたいと思います。

○渡辺構成員

茅ヶ崎の中核は結構一生懸命いろいろなことに取り組まれているというのが全体的な印象です。

資料でいうと、2 ページ目の (3) 利用促進機能の市長申立ですが、昨年度は 6 件、ついでに参考にもう 1 年前は 9 件って書いてあるんですけども、うち法人後見は 0 件となっていて、これ多分市社協には依頼しなかったっていう意味だろうと思うんですけども、何でそこを見ているかというと、市民後見人の育成は結構順調で、茅ヶ崎は意識の高い方が多くて、バンク登録まで結構な人数がいつている。ただ、適切な案件がなかなかないというのがずっとお聞きしてまして、茅ヶ崎に限らず周辺自治体いろいろなところから、私の団体にも、士業が持っている案件で適切なものがあったら利用してもらえないかみたいな話は来ています。士業の方があの手この手で信頼関係を築いてという部分もあるだろうし、新規にチェンジするよりは、最初からそのつもりでいた方がスムーズかもしれないっていうのを過去ご提案申し上げたような気がするんです。

本題なんですけど、この 6 件の中で、例えば専門職が選任された理由として、相続手続きが未了のものがあって、それは市民後見人にやらせるのはちょっと酷かなという判断で専門職の団体に行ったというようなものがあつたとしたら、それさえ解決してしまえば 1 年後とかに市民後見人にリレーチェンジができそうな案件はあつたのかというのをお聞きしたい。今、突然お聞きしたので、もし資料なければ、別に今お答えにならなくても結構ですけども、せっかくこれ 9 件とか 6 件とか年間やっていらっしゃるの、毎回、市民後見人にふさわしい案件なのかというところをご検討いただきながら、これは障がいや高齢の部署の方がやっていると思うんですけども、そのような観点を入れていただくといいのかなと。そうすると、場合によつたら専門士業ではなくて市社協の法人後見に行けば、ほぼ市民後見人に移行しようという検討があると思うので、そこら辺も考慮に入れていただくと、この市長申立の 6 件が市民後見人の方に回る可能性が高くなるのではないかなと思うので、そこだけ意見を述べさせていただきたいと思います。

○本多課長補佐

高齢福祉課の本多ですけども、まず 1 点訂正で、昨年度の高齢福祉課 4 件のうち 1 件は法人後見で、市社協になります。資料修正をお願いいたします。

○渡辺構成員

わかりました、ありがとうございます。

○本多課長補佐

1 件の法人後見に関しては、市社協と市民後見人との複数後見という形になっております。

あと、これは高齢福祉課と障がい福祉課両方に関わることなんですけれども、市長申立の際にどの専門職に後見人をお願いするかということに関しては、必ず成年後見支援センターと話し合いをする場を設けております。どの士業の先生がいいのか、市民後見人で可能なのか、法人後見がいいのか、複数後見がいいのかということに関して、高齢福祉課も障がい福祉課も過去には単独で感覚で決めていた経過もあるので、そういったところではなく、客観的な視点で、成年後見支援センター、中核機関ができたので、やはりそれを活用して、公平な目でということで必ず話し合いを持っています。

先ほど渡辺先生がおっしゃっていただいたように、初めは士業の先生にお願いして、課題のところが幾つか解決していく中で市民後見人というところも、センターが関わることによって、そういった話を実際出ているのもあるかと思います。

ただ、私も、多分障がい福祉課も、具体的にどうだったかというところまでは、今は資料が手元にないので 4 件の内訳はお伝えできませんが、決めるときの流れとしてはそういった形で決定しております。

○渡辺構成員

すみません、ありがとうございます。

あと法人後見も 1 件あったということで、例の市民後見人との複数受任が 1 件入っていたということですね。

私が言いたかったことは大現場で進んでいるようなので、ぜひそんな感じで拡大していただくと、市民後見人も活躍できて、我々も現場でいろいろと連携ができるのかなと思います。ありがとうございました。

○尾上構成員

取り組みからの課題に対する提案ですが、親族後見人への継続した支援のところで、そもそも成年後見支援センターを知らないというのが 60.1% であると思うんですけど、横浜では親族後見人に審判書って必ず裁判所から届くもので、その中に横浜の社協の案内を同封していただいていたんですね。その辺り横浜家裁と連携して、茅ヶ崎市の住民で審判が下りる案件に茅ヶ崎市の成年後見支援センターの案内のチラシを同封してもらえないかと依頼していただいて、もし家裁が OK だったらそれを同封していただければ、親族後見人には確実に成年後見支援センターがあるということがわかって支援をしてもらえっていうのがわかるので、ちょっと繋がるかなと思いました。

○下村課長補佐

成年後見支援センターのパンフレットは、受任された方に対して同封してくださいということでお願いをしております。

○瀧田課長

ありがとうございました。

それでは、次の (4) 第 2 期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画についてというところでも、先ほどの課題なども踏まえた取り組みというところも内容がございますので、またそちらで改めてご意見をちょうだいできればと思います。

まずは事務局より資料の説明をさせていただきます。

○下村課長補佐

お手元に「資料 2 第 2 期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画案について」という資料をご用意いただければと思います。

まず計画の全体像についてでございます。本市では地域共生社会の実現に向けて、「一人ひとりを尊重し、共に見守り支え合い、心豊かに暮らせるまちをつくります」という基本理念を掲げた地域福祉プランを策定しております。成年後見制度と地域共生社会、そして地域共生社会を目指していくための包括的な支援体制の構築というのは、非常に深く、関連するものでもあるため、現行プランと同様に、地域福祉プランにこの利用促進基本計画を包含します。なお、これまで独立していた重層的支援体制整備事業実施計画と、新たに再犯防止推進計画についても包含することによって、地域共生社会の実現に向けた、福祉分野の取り組みを総合的に推進していきたいと考えております。それを図式化したものが資料 1 枚目で、茅ヶ崎市のところに地域福祉計画がありまして、茅ヶ崎市社会福祉協議会のところに地域福祉活動推進計画があります。これを一体的に策定します。地域福祉プラン 2、現行計画については成年後見制度利用促進基本計画だけだったんですけども、ここに新たに重層的支援体制整備事業実施計画と再犯防止推進計画を入れて、

総合的に福祉分野の取り組みを進めていくということで、今、策定の真っ只中というところになります。

1枚めくっていただいた裏面は計画の体系で、先ほど申し上げた基本理念、地域共生社会の実現というところに向かって、「つながる」「活動する」「支え合う」という基本目標のもとに取り組みを進めていきます。成年後見制度利用促進基本計画をどこに位置付けているかといいますと、「支え合う」という目標の中に、「本人らしい暮らしを支える体制づくり」という主な取り組みがありまして、それを成年後見制度利用促進基本計画として表現していきたいと考えております。

次のページ、3みんながつながるちがさきの地域福祉プラン3の目次というところでは、現在、素案作成の真っ只中でありまして、この時点で全体をお見せすることができず申し訳ございません。次の利用促進会議ではご覧いただくことができるように調整して参ります。本日は目次を提示させていただいて、こういう形で利用促進基本計画が組み込まれていくというところを見ていただければと思っております。構成としては「はじめに」「第1部これまでやってきたこと」「第2部これからみんなで取り組むこと」という構成にしております。この「第2部これからみんなで取り組むこと」というところに、計画の基本的な考え方として基本理念ですとか、目標の話を入れまして、計画の展開というところで、基本目標ごとの取り組みを書かせていただいております。それをそこではあまり具体的には書かずに、地域福祉プランを補完する3つの計画として、重層的支援体制整備事業実施計画と、成年後見制度利用促進基本計画と、再犯防止推進計画を入れ込んでいきたいと考えております。

現行計画とどう変わるかというところが、項番4の成年後見制度利用促進基本計画の構成というところになります。こちらでも現時点での案ではありますが、このように考えているというところをお示しさせていただければと思います。地域福祉プランに包含していきますので、やはり目指すところというのは地域共生社会の実現でありまして、包括的な支援体制の構築に向けた取り組みの1つとして、本人らしい暮らしを支える体制づくりに取り組んでいきたいと考えております。したがって、計画の策定の趣旨というのが現行計画にありますけれども、そちらについては、地域福祉プラン3では「はじめに」という本編に包含する形を考えています。制度についても、なるべく本体の中に簡易的にわかりやすく表現していきたいと思っております。ただ、それだけだとやはり不足する部分もあると思っておりますので、そういったものについては注釈をつけたり、資料編に記載したりして補っていききたいと考えております。成年後見制度の現状と課題というところも、これまでの振り返りというところになりますので、地域福祉プラン3の「第1部これまでやってきたこと」というところに包含します。

目指すべき姿というのでも現行計画にもあるんですけども、そちらについては、地域福祉プラン3では、第2部に計画の展開の中の主な取り組みとして、本人らしい暮らしを支える体制づくりとしておりますので、そこを目指して取り組んでいくという形で表現をしております。

最後、項番5の取り組みの展開というところですけども、広報・周知を通じた理解促進・啓発活動、早期に支援につなげる体制づくりという項目で取り組みを展開してきたところですけども、地域福祉プラン3については、成年後見制度の理解促進と適正な運用、地域連携ネットワークの機能強化、意思決定支援の強化、担い手の確保及び育成・支援という形で記載をしていきたいと考えております。

次のページからが、今、考えている利用促進基本計画の案になります。まず、項番4として、地域福祉プランを補完する3つの計画、その2つ目に、第2期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画ということで、本人らしい暮らしを支える体制づくりを進めていくという形で掲載をさせていただいております。リード文に関しては、成年後見制度の概要や、計画の位置付けを記載しております。なるべくわかりやすくというふうに考えているところなんですけれども、ここの表現については、ぜひ皆様からご意見をいただきたいと思っておりますのでございます。

その次の黒い四角、主な取り組みというところですけども、基本的には中核機関の機能や役割を中心に掲載をしております。成年後見制度の理解促進と適正な運用というところでは、中核機関を運営して権利擁護の意識向上を図るために、制度の理解促進に向けた周知啓発を行っていきますというところを書かせていただいております。ちょっと話が前後してしまうのですが、この主な取り組みのところは以前の利用促進会議でお示した資料で、少し表現を変えたりはしておりますけれども、話した内容を文章として落とし込んだものになります。

あとは地域連携ネットワークの機能強化というところで、ここもすごく重点に置いてやっていかないといけないところとっております。こういった会議の場を活用したり、勉強会を開催して専門職団体との連携を進めていくこと、それから、後見人もそうですし、支援機関、地域の方、そういったものも含めてですけども、顔が見える関係を構築して、本人を中心とした支援チーム、体制の充実を図っていきたいと考えております。市社協で実施する日常生活自立支援事業と成年後見制度、ここの連携も推進していくことで、それぞれの特性を生かして、切れ目のない支援を提供していけるとよいのではないかと考えているところでございます。地域連携ネットワークのイメージも次のページに掲載させていただいております。意思決定支援の強化というところで、本人の意向を継続的に把握して必要な支援を行っていくと、そういったためにやはり支援チーム体制の構築が重要になってくるのではないかと考えております。ただ、我々が接するときにもそうですし、チーム会議をするときもそうだと思うんですけども、ご本人が適切に判断できるように、必要な情報をわかりやすく提供する、多様な選択肢を提示するというところも含めて、ご本人の意思決定支援というのにも取り組んでいく必要があるのではないかと考えております。

担い手の確保及び育成・支援というところで、市民後見人を養成する、また受任しやすい体制づくりにも取り組んでいく。あとはその受任活動を開始した後も継続的に助言ですとか、研修機会を提供して、活動の支援につなげていければと思っております。あと先ほどの親族後見人への支援というところもありますが、後見活動に対する相談窓口の周知、定期報告のときの支援というのを強化して、親族後見人への関わりを継続していき、安心して活動できる環境づくりというのに取り組んでいければと考えているところでございます。

最後のページですけども、制度の概要ですとか、地域福祉プランになぜこの成年後見制度利用促進計画が包含しているのかを平易な言葉で伝えたいという思いで作成しています。地域福祉プランの中で、ちょっとしたコラム的に掲載できたらと考えているところでございます。

簡単ではありますが説明は以上でございます。

○瀧田課長

説明が終わりました。この内容につきまして、ご意見ご質問ありましたらお願いいたします。

第1期の計画はまだ中核機関設置前ということもありましたので、成年後見制度のことも含めた記載を大分載せていたんですけども、令和5年から中核機関がスタートしているということも踏まえ、また、こうした場で皆さんからも様々な意見をいただくという体制もできておりますので、この先の5年の計画というのは主に取り組んでいくことということを中心の第2期計画としております。よろしくお願いいたします。

○渡辺構成員

行政の計画ですので、私がごちゃごちゃ言うことはあまりないんですけども、5ページの意思決定支援の強化っていうのが、3つの計画の中の柱の主な取り組みのところですね、四角が4つあって、3つ目が意思決定支援の強化と書いてある。読むと、この4つの四角のうち、主な取り組みの最初は、成年後見制度の理解促進と適正な運用で、実際どうやるかっていう話になると、積極的な訪問で潜在ニーズをキャッチするとか、中核機関のアウトリーチ機能の強化に努めるとか、確かにやってらっしゃる。地域連携ネットワークの機能強化も、連携を進めるということでネットワーク勉強会とかもやられているし、市社協も出向してきている方がいらっしゃるとかそういう形で人員交流的にも密接だし、日生事業との連携も非常によくわかる。1個飛ばして担い手の確保っていうところでも、担い手の確保は大切ですので実際どうやるのって言ったら研修会を提供するとか、親族後見人に窓口、相談の周知をするとか定期報告の支援を強化するとか、すべて具体的なんですけども、意思決定支援の強化だけ何かちょっとふわっとしているような気がする。

例えば、本人を支える親族や福祉の専門職などに対して意思決定支援の必要性の浸透を図りますっていうのは、行政の計画としてはこういう書き方で私はいいんだろうと思っているんですけど、現場の人間からすると、変えてくれという意味じゃなくて、単純な感想なんですけど、ここだけ何かふわっとしてて、本人を支える親族とか、福祉の専門職などに対して意思決定支援の必要性の浸透を図りますっていうと、具体的にどういうことが考えられるのか。続くところも大体そういう感じで、本人支援チーム体制の構築って、それは実際にケースで見れば、後見人も主

体的にやっていかなくちゃいけないことで、センターが個別ケースにもそういうふうに関心を向けられるのか、それとも市全体ですべてのケースにおいてそういうふうに関心を持っていけるように目を配る何かをされるのかとか、そういう想像をしていくとだんだんわからなくなってきたので、別に直してくれとか、こういう表現がよくないとかそういうことではなくて、率直にどのような具体的なことを念頭に置きつつ、こういう抽象的な表現にまとめられたのか、何かその具体的な活動のイメージとかがあれば、今の段階で把握したいと思って質問しました。

○下村課長補佐

具体的なイメージというところでいくと、例えばご相談いただいたときにチーム会議を開いて、その中でご本人の思いとか、これまでの生活とか、そのあたりを確認させていただいて、意思決定支援のガイドラインみたいなものも活用しながら、ご本人の権利擁護の視点で考えていくとか、そういったことを思っておるんですけども、確かにふわっとしているというところについては、そうだと思うので、もう少し勉強して記載を考えたいと思います。

○内嶋構成員

せっかくですから、ひとつお知恵を申し上げます。

意思決定支援は、ご本人中心主義っていうのを一番最初に持ってきてください。3番目の段落に「合わせて、本人が適切に判断できるよう」とありますが、これ実は一番上に行きます。まずはご本人に主体的に情報を入手していただき、判断していただき、その過程を支えるというのが意思決定支援です。その一番最初のところには、やっぱりご本人を中心に支援をしましょうというメッセージを入れて欲しい。上の図、ポンチ絵がそうなってますから、書きぶりというのはいろいろと役所の中の作法があると思いますからお任せしますけれども、やっぱりそのフレーズは入れて欲しいです。

それから意思決定支援の方法論については正直ですね、まだ手探りの状態です。いろいろとガイドラインとか出ていますけど、あれで意思決定支援ができるんだったら苦労はないです。今日来られている諸先生方、皆さん多分現場でご苦労されていると思いますけれども、もうケースとかご本人とかそれから高齢なのか障がいなのか、障がいだって3障がいあります。それによっても違うんです。ただ、大事なのはやっぱりそのご本人の特性、そのご本人の生きざま、そのご本人の人生ということにフォーカスをして、ビルドアップというか、オーダーメイドしていくというのが意思決定支援の本質なんです。だからその辺りを逃さぬようにきちんと書いていただいて、そのために汗を流しますというふうにお書きになれば、おそらくそんなにはずれた感じにはならないのかと。

渡辺先生がおっしゃっているのは、その部分がちょっと抜けてしまっているの、どこに行くんだろうっていう話になってしまう。ここは制度論の話というよりも、支援のあり方の話になってきてしまっている、哲学の話なんです。なので、書き方が難しいんです。今ある制度をどうするかみたいな話まで各論に突っ込んでいってしまうともうこんな量では済みませんので、もっと総論部分とか、ポリシーとか、茅ヶ崎市はこう考えますと、ご本人を中心に支援をします、その中には成年後見制度もあるでしょうみたいな流れでやっていただくと、おそらくそんなに間違いはないのかという感じがします。

○小野田構成員

今のことにに関して、書きぶりの問題も確かにあるかなと思うんですけど、さっきの資料の課題のまとめのところで、「後見人選任後の継続したチーム支援を十分にできていない可能性がある」というところで、次期計画の取り組みの方向性で、地域連携ネットワークの機能強化がある中で、これ意思決定支援の強化は関連してないのか。そうすると、アドバイザー相談をやらせていただいた中での感想も含めてなんですけど、やっぱり支援者の課題を大きくとらえているということがあって、支援者の意思決定支援に関するところが欠けているような、多分支援者相談の中からののか、そういうところから見受けられる部分があるんじゃないかと感じておりまして、その辺が課題の中にあって、「親族や福祉の専門職などに対し」というところが一番最初に来てしまっているような気がしました。今、内嶋先生のおっしゃったように、ご本人を中心とした意思決定支

援というところと言うと、それを担う支援者の意思決定支援っていうのは当然必要ではあるんですけども、そこを前面に出すっていうよりも、むしろ支援者支援としての中核の機能として行っていく必要があると。アドバイザー相談でも、中核としてケアマネジャーや地域包括支援センター、相談支援事業所に支援のノウハウであるとか、そこまで助言しづらいというところが見受けられたので、ひとつの方法として、そういう意思決定支援なり、各専門職の機能の明確化であったりとか、或いは支援の方法に対しての簡単なリーフレットの提示であるとか、そういうことは必要ではないかというような意見を申し上げたところなんですけども、その背景にあるところというと、支援者の質の低下というか、やはり人材不足も相まって起こっているのが背景にあるのかなと思ってまして、全体的な底上げを行っていくのはセンターの役割でもないし、市の行政、或いは事業者全体で取り組んでいくことだとは思いますが、そういう内容も含まれて、この書きぶりに表れていると思いましたので、そこは切り分けて考えたほうがよいと思いました。

○大木構成員

難しいと思うんですけど、成年後見制度の啓発ではなくて、人間の人権とか権利擁護を啓発しなければいけないと思うんですね。我々医療機関というのはここが弱いんです。個人情報の保護とか、インフォームドコンセントは結構得意になってきているんですけど、人権とかそういったものはちょっと疎いんですね、我々医療関係は。ただそういったところで困っている、または自己決定ができないような人たちが入ってきたらどうするのか、すでに入ってきているんですけど。そこで気づいてその人たちをすくい上げないといけないから、我々医療専門職も人権擁護とかそういったことに詳しくなければいけない。

あともっと大きな、ここの書きぶりは「成年後見制度の理解促進と適正な運用」となって、「親族や福祉専門職などの権利擁護の意識向上を図るために制度の利用促進に向けた周知啓発を行います」という形で、これは難しいんですけど、やはり市民に対して啓発しないと元も子もないんですよ。やはり我々から見ると市民の意識、人権とか、権利擁護というのは低いなと常々感じています。だから大きな命題がない限り、急に成年後見制度だけ動かしても、またセンターがありますよって言っても、そこを周知させるというよりは、何故それが必要なのか。方法論だけでなく、やはり市民を増やしていかないと、受け皿があったとしてもそこに集まってこない。やはりこういう人たちって埋もれてるんですよ。埋もれて僕らのところに来て、この人をすくわなきゃというので、認知症だって言って認知症の治療をすればいいわけじゃないんですよ。生活を見て、その人の人権が守られてるかっていう観点で我々は包括に相談したり、センターに相談したりするので、そういう立ち位置で、認知症診療というのはそういう点で見ていくんですけど。やはり医者ってそういうところが弱い、市民も弱いっていうところを、もっと根本的なことをやらないと啓発にならないのではないかと思います。

○内嶋構成員

今のお2人のご発言は私もごもっともだと思います。もうひとつ、これはこのプランにそのまま織り込むのはもうとても無理だと思ってはいるんですが、ご承知の通り、成年後見制度の改正が今、進んでいて中間試案が出て、ちょっとどこに行くのかわからないんですけども、おそらく現行制度は絶対変えるんだろうなって、どうやら法務省は変えるつもりでいる。例えば、判断能力のない人を支えるみたいなことが書いてありますが、おそらく新しい成年後見制度って、実は成年後見制度って名称自体もうなくなる可能性があるぐらい劇的な変化がおそらく来る可能性がある。仮に新しい成年後見制度、法定後見制度ができたとした場合、実はその制度は、かなり謙抑的です。できれば使わせない、できれば本人にやらせる、使うときにはぎりぎり、もうこれがないと本人の生活が回らないから使うみたいなイメージにかなり近くなると思っていただいてもそんなに大きな間違いではないのかなという感じがします。ということは、実は中核機関も、中核機関という名称自体も変わるらしいんですけども、中核機関という存在も今までの成年後見制度のイメージで言ってしまうと看板がなくなるんですね。

ここはもう完全に私の私見です。中核機関が成年後見制度だけを売りにするっていうのは、改正後は厳しいかもしれないですね。成年後見制度の利用自体が減る可能性があるんです。多分使うのは難しくなるんですよ。だとしたらですね、成年後見制度というのはあくまでも手段ですか

ら、やはり地域権利擁護と、お2人は実はもう全く同じことをおっしゃっているんですね。地域権利擁護というのを、これからは多分もう織り込まざるを得なくなるだろうと。改正があるからということはもちろん載せられませんが、そういう心構えは、担当行政としては少し先取りをしておいて、後で恥をかかないように、それこそぼやっとした、むしろ今の段階ではぼやっとした方がちょうどいいかもしれないぐらいの、改正の流れにどうやらなる可能性があると言われているので、そういう意味でも、今、お2人がおっしゃったようなことを織り込んでいったほうがいいだろうという感じはしていますので、情報提供いたします。

○下村課長補佐

ありがとうございます。かなり難しいとは思いますが、やはり権利擁護というところは第1に置くべきだということをすごく感じました。例えば、今は主な取り組みとして「理解促進と適正な運用」というところが一番に来ていますが、それよりも意思決定支援の強化とか権利擁護という表現を先の方に持ってくるとか、構成を少し変えたりといったところも含めて、もう一度全体的に見直しをしていきたいと思います。

○尾上構成員

私は形式的なところで言うと、主な取り組みのところで「物事を判断する能力が十分でない人（以下、本人という。）」で出ているんですけど、一番トップのところで、1行目で「物事を判断する能力が十分でない人」の後に「（以下、本人という。）」を入れれば、本人という言葉がそこから出てきているので、最初にもってくると、もうあと全部本人でいいと思いました。

あと、福祉の専門職って、専門職という言葉が福祉の専門職と専門職団体で出てくるんですけど、福祉の専門職というのはどういった職種のことをイメージされて使っているんでしょうか。

○下村課長補佐

まず、最初の本人というところは、もう少し見直しをいたします。

福祉の専門職というところでイメージしているのはケアマネとか、そういったところを意識しているんですけど、計画全体として、専門職とか、地域団体とか、いろいろと言葉を使っていくことになるので、そこを全体として見直しをしていきます。そういった中でこの言葉が何を指しているものなのかというところがきちんと伝わるように、注釈などを使いながら、構成をしていきたいと思います。

○尾上構成員

このページだけ見てしまうと、こっちの専門職に教えなきゃいけないってそっちの専門職は連携してというところに違和感があつたのと、あと「市長申立てや利用支援事業に取り組むとともに」というのが主な取り組みのところで出てきているんですけど、私たちは理解していますけど、成年後見制度を知らない人がいきなり市長申立てとか利用支援事業って出てきても何のことかわからないので、もうちょっと補足の説明をしてあげたほうがよろしいかと思いました。

○瀧田課長

他にいかがでしょうか。

○柴田構成員

前段の文章のところで、4行目に「本人の思いや希望を大切にしながら」と書いてあるところが、僕にとってはこれが意思決定なのかなと思ってしまうところなんですよね。何かこう手段的なところが書いてあって、自己実現というか、そういったところで意思決定支援が絡んでくるのかなというように僕なりに思ってこの文章を読んでいたんですね。ただ、先ほどから土業の先生方がおっしゃっていることは本当に自分としてはその通りだろうなと思って聞いているんですけど、先ほど前段のところで、下村さんから、文章表現についてというところもあったので、何かこれこそが意思決定なのかなと思って、一定の感想を述べた次第です。的外れだったらすみません。

○下村課長補佐

ありがとうございます。ここの文章は私も悩みながら作っているところでして、権利擁護とか意思決定支援というワードは使いたいと思っているんです。ただその使うにあたっては、それを、皆、読んだ人がわかりやすく思える、理解できるような言葉にしたいというところで、これイコール権利擁護とかそういう表現で書かせていただいているんですけども、もし、ここはちょっと違うんじゃないかとか、そういったご意見があれば、ご感想も含めて教えていただけるとすごくありがたいと思います。

○尾上構成員

別件で、さっき1つ言い忘れて、主な取り組みの「成年後見制度の理解促進と適正な運用」の一番最後のところで「マッチングや受任者調整を行います」と書かれていて、このマッチングと受任者調整は下村さんの中でどういう使い分けをして書いているのか、同じとってしまうので、違うのであれば、もうちょっとわかる表現にさせていただいたほうがいいと思います。

○下村課長補佐

似ているなと思いつつ使っているんですけども、マッチングというところの候補者が合いそうだというところを自分としてはイメージしています。受任者調整というところに行くと、実際の受任までの時間軸としては長いようなイメージのものでとらえています。

○内嶋構成員

マッチングと言えば候補者を3士業にするみたいな話で、リーガルにと言ったら先生のところに電話かけてみたいなそういう感じじゃないですか。

○尾上構成員

ご本人にあった候補者の選定と、ご本人にあった専門職の選定と、いわゆる全部受任者調整なんです。全部含めてしまえば、そんなに文章を使って説明しなくても、ご本人に合った受任者を調整、調整という言い方が一般的ではない感じがするんですけど。

○渡辺構成員

福祉でよく使うんですよね、調整って。連絡調整、何だかよくわからない用語なのですが。

○下村課長補佐

そこも含めてちょっと調整、また調整って言ってしまったんですけど、考えていきたいと思います。

○内嶋構成員

マッチングという単語は残した方がよいかもしれない。改正法でもやはりマッチングということはすごくキーワードとして重要視されているので、こっちをむしろ残しておけば、受任者調整というのは実務的な話なので。マッチングの方がぴたっとくる。

○下村課長補佐

ありがとうございます。

○瀧田課長

様々なご意見ありがとうございます。

皆さんからのご意見も踏まえて、案の見直しの作業も進めていきたいと思いますので、またお気づきのことがありましたら、教えていただければと思います。ありがとうございます。

それでは、時間の都合もございますので、次の(3)に移りたいと思います。成年後見制度利用支援助成金交付要綱についてということで、高齢福祉課の本多課長補佐からお願いいたします。

○本多課長補佐

資料 3 をご用意ください。

こちらの要綱については高齢福祉課と障がい福祉課で所管していますので、私の方から資料 3 をもとに説明をさせていただきます。

今回、ここで議題に挙げさせていただいたのは、令和 5 年度の改正の際、皆様にご説明をしないまま改正をした経過もありまして、そのあと皆様からご意見をいただき、ちょうど 2 年経過した中で、事務を行っていく中で課題が挙がってきたということもあり、要綱の改正を今後、再度検討していくことを考えておりますので、今回改正をするに際して皆様からいろいろご意見を伺った上で、細々と何度も改正するものではないと思っておりますので、ここでご意見を吸い上げた上で改正を考えていきたいと思っております。

それでは資料をもとにご説明いたします。まず 1 番の基本事項ということですが、この要綱は平成 20 年度に施行されておりまして、高齢者については介護保険法、障がい者については障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、それぞれの目的をもとに作っております。

2 番目の経過といたしましては、この経過は令和 5 年度の改正に至る経過なんですけれども、施行当初より生活保護受給者は預金等の有無にかかわらず交付の対象でありました。そのため生活保護受給者は、そうめったにはないのですが、何百万という多額の預貯金を持っていた場合についても、補助金等に基準がないので、上限まで報酬助成交付していた状況がありました。生活保護受給者にはもともと最低限の生活を保障する基準が支給されているというところで、私たち現場の職員としては非常に疑問を感じながら事務を行っていたという経過があります。そういった中で、令和 3 年度より、高齢福祉課と障がい福祉課の方で要綱に関して、他市の状況等の調査研究を行ってきたという経過がございます。結果令和 5 年度の改正に至るんですけれども、この事業が介護保険料と、あと障がいの補助金を財源としておりますので、やはり公平性を保つ内容であることが必要であると考え、相応の預貯金ですとか資産がある方については負担をしていたということについて、要綱に明記をすることとしました。

具体的な 3 番のところ、令和 5 年度の改正内容については、もう 1 枚の資料、要綱の一部抜粋、要綱自体は申請書等がついているのですが、今回は別表のところまで参考資料としてつけさせていただいておりますのでそちらをご覧ください。この中の第 4 条、助成の対象者、その中の (2) の生活保護以外の方に関する内容を新たに明記していることと、裏面の別表のところが令和 5 年度の改正になっておりまして、被後見人が報酬を預貯金から支払って、手元に残る預貯金額の基準について、改正をしております。生活保護の方に関しては、報酬を払った後、手元に最低でも在宅の場合は 33 万 6000 円、施設入所の場合は 21 万 6000 円で、生活保護以外の方については生活保護の居宅生活基準額の 6 ヶ月分ということで、皆さんもご存じかと思いますが年齢によって基準が分かれておりますので、高齢者ですと概ね 40 万ぐらいで障がい者に関しては概ね 50 万ぐらいとなっております。

こういった改正の中で、項番 4 の課題というところで①番、こちらに関しては皆様から出たご意見にもあったのですが、生活保護の方の、被後見人が報酬を被後見人の預貯金から支払って手元に残る預貯金額について、基準額が厳し過ぎるというご意見をいただいていた経過があります。②の課題については、こちらは実際事務を行う中で出てきた課題ですが、定期収入がある方の取り扱いについて、主に年金や生活保護費になるんですけれども、預貯金額は、後見人が家裁へ提出する財産目録に記載された金額を用いて計算をしています。したがって、例えば年金ですと、入金された直後の預貯金額は一時的に高くなる。家裁に出していただくタイミングにもよるんですけれども、年金振込直後に家裁に提出した額を用いて報酬助成を出そうとすると預貯金が一見多いように見えてしまうので、助成金が出せないということが起こってしまうという現象が今、生じております。この 2 点に関して私たちとしては現状の課題として考えておりまして、今後要綱の改正を考えていくにあたり、皆様から、この 2 点の課題についてももちろんなんですけれども、他全体に関してもご意見ございましたら、この場でご意見いただければと思って今回挙げさせていただきました。説明は以上です。

○瀧田課長

説明が終わりました。ご質問とご意見ありましたらお願いいたします。

○小野田構成員

資料 1 で、(3) 利用促進機能のところの利用支援事業の報酬、高齢の方が 17 件で 334 万 3000 円で障がい者が 10 件で 228 万 8000 円、これはほぼ生活保護の方への利用支援ですか、その辺のちよつと内訳を教えてくださいましたらと思ったんですけども。

○荒井課長補佐

障がいの方から説明させていただきますと、228 万円くらいの中で、全部で 10 件なんですけど、そのうち生活保護の方は 5 件、一般の方は 5 件ということで半々です。生活保護の方で預金がそれなりにあって、本来の満額の支給がされなかった方は 1 件です。具体的に言うと、預金が 32 万円ほどありました。家裁の方の決定額は 26 万 4000 円でした。現状の要綱に照らし合わせて計算をすると、市からの満額の支給は 21 万 6000 円という金額ですが、実際、この方は 16 万円ほど市から助成をさせていただいて、残りの部分は預貯金からという形になっています。

○小野田構成員

わかりました。自分は実際にはそういう案件の経験がないんですけど、要は報酬を差し引いて在宅だと 33 万 6000 円を割ってしまわないようにという考え方でいいということですかね。

○荒井課長補佐

そうですね。説明資料の 3-3 に書かれている、例えば生活保護の方であれば在宅は 33 万 6000 円、ここまでは最低でも手元に残るようにという計算式に現状の要綱ではなっております。

○小野田構成員

以前、この案件で検討されたときに他市町村を参考にというような話があったことをうっすら覚えているんですけど、他市の状況とか現状を、当時からちよつと変わっているかもしれないんですけども、もしご存じだったら教えていただければと思います。

○荒井課長補佐

他市も本当に様々でして、この要綱を改正したときに一番参考にさせていただいたのが横須賀市で、今、横須賀市の基準は手元にないんですが、横須賀市は茅ヶ崎市が定めた基準よりも厳しい条件で規定をしておりました。ただその一方で、藤沢市とか寒川町は、生活保護であれば無条件で承認しますとか、同じ人口規模の厚木市とか大和市は茅ヶ崎市と同じような形で、施設に入っているか在宅に入っているかにもよるんですけども、例えば大和市は生活保護で在宅であれば、報酬足す預貯金が 60 万以下でないと、却下される。例えば在宅で 33 万円とかが多分相場になるのかなと思うんですけど、報酬が家裁の決定が 33 万円であれば預貯金が 27 万円を超えてしまうともう却下されるという形です。ここだけを見ると茅ヶ崎市よりも厳しかったり、正直本当に各市でバラバラな、甘いところもあれば厳しいところもあるというのが、これもちよつとどうなのかというところが、本当は一律にするべきなのかと思いながらも、なかなかさじ加減が難しいというところでは思っております。

○内嶋構成員

これは私が一番最初に意見を言ったことなので、発言しないわけにいかないんですけども、数字を出されてしまうと、これは例えば 33 万 6000 円までは残しますということですから、0 円というので、最低だとこれは倍ですから 67 万ぐらい貯めておくと、それ以上は自分で自腹切ってくださいと、こういう感覚だろうと思うんですね。ちょうど 2 万 8000 円の 12 か月ですから、在宅の助成の基準とほぼ同じになる。そこだけ言われると確かにその通りではあるんですけども、ご承知の通り、生活保護の受給者はなかなか今厳しい状態にあって、私も生活保護の方の後見を何名かやっているんですけども、現実問題として、例えばクーラーが壊れたとか家電が壊れたと

いったら、貯めたところから払ってくださいと必ず来るわけですね。それを考えると、33万あればいいでしょうという話かもしれませんが、我々からの感覚からするともっと貯めておきたい。何かあったときに困る。私の感覚だと50万ぐらいですね、報酬を払ってもまだ50万残ってるというんだったら何とかなる。ましてや単身じゃなくて他にも家族がいらっしゃるみたいな話になると、もっとその要請が高まってくるということになるので、やはりその金額に関しては、もう少し上げて欲しいというのが私の意見です。

それからもう1つですね、定期収入がある場合の取り扱いについては確かにそうで、預金金額はやはり生活保護のレベルですからそんなには青天井で行くなんてことはあり得なくて、やはり変動がかなり激しいんですね。50万のときもあれば、もう20万を切ってしまっているときもありますので、そのどこを取るのかということは、実務的にはやはりきちんと定めておいたほうがいい。例えばアベレージを取るとか。定期報告を出したときに必ずしもアベレージとは限らないんですね。裁判所は通帳を見ているから、大体アベレージはこうなんだろうとか、或いは収支予定表を出すときもありますから、それを見ると1年間の収支がわかってくるのでいいんですけども、締日の通帳残高だけ見てしまうと、不運なこともあり得るかなと思います。先ほど他市は様々であるとおっしゃるのであれば、逆に言えば茅ヶ崎は茅ヶ崎のやり方でやっていいんじゃないかなと思いますので、そうにご配慮いただければありがたいと思います。

○渡辺構成員

この問題は多分士業団体がしゃべらないといけないのかなと思うので続きます。

これは団体のというより、1プレーヤーとして思うのは、内嶋先生がおっしゃった50万あれば何とかなるかなというの、全く同じ感覚で、ご本人がそのくらい所有してらっしゃると、何かあっても何とかなる。例えば亡くなられたとして、誰も身寄りがなく、どうしても我々でやらなくちゃいけないというときも、生活保護を受けている方は足りなければ出していただけるのかもしれないんですけど、50万くらいあれば何とか火葬して、埋葬、納骨までは難しいかもしれないけど、何とか自分の報酬も見込みながらやりくりしてみるかという気になるんですけども、40万、30万になってくると、何かしらどこかで不安な感じはします。それはもう全く同じ感覚というのと、後は内嶋先生がおっしゃられた通りで、全く同意見です。

○尾上構成員

この案件が報酬もらうのが大変だなというのが、生活保護の方じゃなくて、生活保護を受けてないけど、収支が赤字でどんどんお金が減ってきますっていう方が一番大変なんですよ。そうすると100万から始まったとしても、毎年30万赤字だと、70万、40万、でも40万の段階でもこの基準だともらえない。次もう10万を切った段階でようやくもらえるっていう形になっていくので、そうするとやはりこの最低基準額っていうのが、その収支もやはり見ていただいてももう少し柔軟に、収支が赤字でとかそういうところもし細やかに見ていただけるのであれば、非常にこちら側としては助かるかなと思います。

○本多課長補佐

ありがとうございます。皆様から今ご意見いただいて、特に50万あれば安心かなというところが、実際に活動されている方たちの実感という、皆様のご意見を踏まえ、かつ、私たちとしては何かしら根拠があるような形に整えて、改正を考えたいと思っております。特に定期収入がある方については、要綱なのか、別でマニュアルを定めるか、いずれにしろご本人に不利益が生じない、後見人にも不利益が生じない形でそこは考えていくのと、50万のところは一旦またセンターも含めて相談させていただければと思います。

どのような要綱にしていくかというところでは、また利用促進会議等の場を借りてお示しできればと思っております。本日はいろいろご意見ありがとうございました。

○瀧田課長

ありがとうございました。ではまたその方向性などをもう少し出てきたらご報告ご相談いただければと思います。

次の（４）市民後見人の養成状況等についてということで、社会福祉協議会の茂木構成員からお願います。

○茂木構成員

市民後見人育成状況という資料をお手元にお持ちいただければと思います。
最初に訂正ですが、裏面に５番が２つございまして、２つ目の５番を６番に変更していただければと思います。申し訳ございません。

市民後見人の登録状況のところですが、登録状況は記載の通りになっております。昨年度は２期生から１件と３期生から２件の合計３件の新たな受任がございました。２期生の方が法人後見との複数受任の方になっています。

２番の受任調整の方に記載があります通りで、いずれも日生事業ですとか法人後見事業の方から移行しておりまして、それぞれのケースで生活支援員であったりとか、法人後見サポーターとして活動された後に移行しています。活動はその前からされているので様子がわかるケースを担当するということで受任のハードルも下がっているようです。今年度も１件法人後見の新規受任がございまして、もう法人後見サポーターの方を決めて活動をしていただく予定になっております。４期生の方をお願いをする予定になっています。あと１件、今、相続がそろそろ落ち着きそうな法人後見のケースがございまして、そちらも相続が落ち着いたら市民後見人の方に移行できるように、法人後見サポーターの方に活動をしていただくということで、もう話ができております。これも４期生の方をお願いする予定になっております。３期生が一番受講者が多くて修了者が多かったんですけども、なかなか皆さん現役で活動できないという状況が続いているようなところがあります。

３番の修了認定者のフォローのところですけども、フォローの方は記載のような研修等をさせていただきました。１点、県社協主催の市民後見人交流会というのが初めて開催されまして、こちらは茅ヶ崎からは２名の市民後見人が参加されています。

裏面の、市民後見人のバックアップについては記載の通り、例年通りの支援をさせていただきました。活動中の市民後見人に関しては市社協で音頭を取ってケース会議の開催だとかも支援をさせていただきました。同席をさせていただいたりしています。あとは昨年度法人後見との複数受任が初めてあったので、そちらに関しては役割分担等を整理しながら支援に臨んでいるところです。

５番の市社協の実施状況は参考として載せさせていただいておりますので、参考にご覧いただければと思います。

最後６番の７年度の予定では、すでに開催済みなんですけれども、受任者が経験者も含めると９名に増えましたので、受任者同士の情報交換会というのを初めて開催をさせていただきました。あと今年度は市民後見人の養成研修の開催年度になっておりまして、１８日から基礎研修の動画が開始する予定になっています。茅ヶ崎では１８名が受講申し込みをされていると聞いております。今回は基礎研修に関しては厚木市と藤沢市との合同の研修になっています。１０月８日から実践研修を茅ヶ崎で開講予定になっております。皆様には講師としてまたご協力をいただけるということで、どうぞよろしくお願いいたします。実践研修は１期生から４期生も復習の場として任意で受講していただく研修になっておりますので、研修に４期生までの生徒が入ることもあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。直近では７月３１日に柴田さんに講師をお願いさせていただいております。障がい特性を知るような、フォローアップの研修を開催する予定になっています。これは私たちがフォローしている中で、認知症の方に関しては結構皆さん支援の仕方が何となくわかってらっしゃるんですけど、障がいの方に関してはなかなか皆さん難しいようで、バンク登録の更新のヒアリングのときにも、皆さんがそこを学びたいというご意見があったということと、私たちがフォローの難しさをちょっと感じているというところがありましたので、今回初めてこの内容で開催することにいたしました。これに関しては生活支援員も合同で開催することになっています。あとは３月に生活支援員と合同での情報交換会というのを予定しているところです。

以上簡単ですが市社協からのご報告です。

○瀧田課長

ありがとうございました。今の報告について何か確認等ありましたらお願いします。

○渡辺構成員

人数をちょっと確認したいです。⑦受任（累計）9名ということなんですけれども、お2人亡くなってらっしゃるように思われるので、現状、市民後見人が担当しているケースは7ケースかなと思っているので、それで合っているのか。もう1つは、⑥市民後見人バンク登録が19名ですけれども、特に3期生の方に多い、現役なのですぐにはケースを担当できないという方が概ねどのくらいいらっしゃるのか知りたいです。

○茂木構成員

⑦受任に関しては、見方がわかりづらい資料で申し訳ないですが、累計ということで9名になっていますので、先生がおっしゃる通り、今、現任の方は7名という形になっています。3期生は、受任している方が4人なので、6人の方がやれない状況にあります。

○渡辺構成員

3期生の方は、望んでいるのにできてないって方は今のところいないみたいな感じでいいですか。

○茂木構成員

はい。逆に日生事業とか法人後見サポーターはお願いできないかと思って相談しても断られているような状況です。

○瀧田課長

他にございますでしょうか。

それでは、次第の3その他ということで、事務局から報告ありますか。

○下村課長補佐

本日はありがとうございました。

いろいろご意見いただきまして、大変勉強になりました。ありがとうございます。

次の開催時期ですけれども、9月頃を予定しております。詳細日程については調整させていただきながら決めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

あと、成年後見制度講演会、毎年8月にやっていたんですけれども、今回は9月15日、祝日の月曜日に開催させていただきます。認知症月間と合同でということで、なるべく多くの方に受けていただきたいということで、高齢福祉課と連携して進めていきたいと思います。渡辺先生にまたご講演いただくというところでお願いできればと思っています。

○瀧田課長

皆様から何かこの場で情報提供或いは情報共有などございましたらお願いいたします。

○尾上構成員

要望なんですけれども、すでに相模原市・横須賀市・藤沢市で始まっております成年後見人等送付先住所変更の一括登録について、こちらリーガルサポートの方で昨年県の方に要望をあげましてご対応いただいたし、それから横須賀市・藤沢市はご対応いただいて、始まっております。

茅ヶ崎市にもお尋ねをしたところ、土業から要望がありませんというような内容があったので、改めて要望をしたいと思いますので、ご検討よろしくお願いいたします。

○下村課長補佐

ありがとうございます。そちらについては今、藤沢市の状況を確認したり、庁内の調整をどう進めていくかを考えていて、検討しているところでございます。また動きがありましたらご連絡

させていただきたいと思っております。

○尾上構成員

ご本人の支援に繋がると思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○下村課長補佐

ありがとうございます。

○小野田構成員

社会福祉士会ばあとなあ神奈川の普及啓発事業というのがありまして、これは毎年県内で支部を回って担当していく研修か講演会なんですけども、今年度は湘南東支部で藤沢・茅ヶ崎・寒川の支部担当になっていて、日程だけが決まっているんですけども、来年1月10日に茅ヶ崎の市民文化会館小ホールで開催することになりました。

内容については精神疾患を持った方の後見における支援で、一般の方向けということもあるので、制度とか難しい内容ではなく、当事者の話をできれば聞きたいというところで、何名かご登壇いただくか、或いはビデオ出演みたいな形で、精神保健福祉士の長見さんをお願いしてシンポジウムプラス講演という形でやる予定としております。まだチラシもできていないので、できたらまた皆さんの方にご協力お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○瀧田課長

ありがとうございました。

それでは予定時間を少し超過してしまいましたが、本日も様々なご意見いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして本日の会議は閉会とさせていただきます。

週末から梅雨明けで厳しい暑さが続いていくと思いますが、体調には気をつけていただきまして、また秋にお会いできればと思います。ありがとうございました。

以上